

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง การขอรับการส่งเสริมการลงทุนในกลุ่มกิจการพัฒนาเทคโนโลยีเป้าหมาย
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 9/2565

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 11/2565 号に基づく
高度人材開発機関の設立への支援措置に基づく奨励申請

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に基づくターゲット技術開発事業への投資奨励を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 ターゲット技術開発事業への投資奨励付与の範囲

製造工程または様々な産業へのサービス提供に使用するために著しいターゲット技術開発事業に投資し、教育機関、研究所や研究機関との研究開発の協力を有すること。ターゲット技術開発業種は以下の通りである。

- 業種 1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology)
- 業種 5.3.1 先端素材開発
- 業種 5.3.2 ナノテクノロジー開発

添付資料の詳細に表示されるサブ技術の例が含まれる。

第 2 項 奨励申請の手続き

2.1 第 1 項に基づくターゲット技術開発事業への投資奨励申請は、「業種 1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology) および/または業種 5.3.1 先端素材開発の奨励申請書添付書式 (F PA PP 45)」とともに、「サービス事業用投資奨励申請書」(F PA PP 03) を提出すること。

2.2 商業製造または奨励申請プロジェクトの産業へのサービス提供に技術開発成果を使用する場合、業種 1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology) および/または業種 5.3.1 先端素材開発の奨励申請書添付書式 (F PA PP 45)」に生産品目および生産能力、または産業におけるサービス提供量を明記すること。

第 3 項 ターゲット技術開発事業への投資奨励申請プロジェクトの重要な詳細は以下の条件がある。

3.1 第 1 項のいずれか一つのターゲット技術開発工程がなければならない。

3.2 第 1 項に基づくいずれか一つの所定のターゲット技術を歳入局に登録された教育機関、研究所や研究機関との研究開発の協力を有し、主にタイ国内機関との研究の協力を有すること。なお、プロジェクトの技術開発のために、海外の教育機関、研究所や研究機関がプロジェクトの一部として参加することも可能であるが、技術研究コンソーシアムなど委員会が検討し同意した形態でなければならない。

3.3 技術開発成果を利用し、商業製造または様々な産業へのサービス提供のためにいずれかまたは両方とも展開することが出来る。

3.4 審査用に教育機関、研究所や研究機関との研究開発の協力計画を提出し、了解覚書（MOU）、教育機関、研究所や研究機関との共同研究開発プロジェクト企画書、協力契約書などの証拠を作成すること。

3.5 商業製造または産業へのサービス提供に技術開発成果を使用する場合、ターゲット技術開発事業における奨励申請プロジェクトの産業の商業製造またはサービス提供のために被奨励プロジェクトか否かを問わず既存プロジェクトの機械を導入することが認められる。但し、技術開発成果を製造工程またはサービス提供に導入する産業のみの商業製造および/またはサービス提供でなければならない。

第4項 ターゲット技術開発事業における投資奨励申請プロジェクトの事例

4.1 生産工程のベースとして使用される対象中核技術の開発と運用。例えば、

- バイオテクノロジー（Biotechnology）を運用し、発酵方法、細胞培養方法や鼠の卵巣からのタンパク質を抽出する方法を開発して、人の疾病を治療するために細菌や動物細胞から抗生薬品を生産する。例えば、癌、関節リウマチ、アレルギー、乾癬など。
- 建築用材料の生産活動に、人口花崗岩など天然素材より良い性能を持つ新製品を生産するために、先端材料技術（Advanced Materials Technology）の知識を運用し更に開発をする。

4.2 様々な産業へサービスを提供するベースとして使用されるターゲット技術の開発と運用。例えば、

- 先端材料成形工程（Advance Material Forming Process）をエンジニアリングデザインサービス又は科学実験サービスの事業に運用し、高周波または超音波を使用して、周波数がある振動と開発された又は教育機関や研究機関との協力により開発されてきた圧縮力と振動幅を、初期材料の選択とともに次の使用に適切な製品ができるためのパラメーターをコントロールする設計のサービス提供に運用する。

第5項 プロジェクト詳細の改定

ターゲット技術開発事業における被奨励者が、生産能力の向上、製品種類の増加、又はサービス提供の範囲拡大といったプロジェクトの詳細改定を希望する場合、検討基準は以下の通りである。

5.1 ターゲット技術開発事業における被奨励プロジェクトにおける生産能力の向上、製品種類の増加、またはサービス提供の範囲拡大に関しては、増加する生産能力、製品の種類、またはサービス提供の範囲拡大がプロジェクト内の対象中核技術の開発に関連すれば、プロジェクトの改定を検討し認可する。

5.2 コア技術を商業製造のベースとして使用するターゲット技術開発事業の場合は、奨励取得認可後のプロジェクト詳細を改定し、自社がサービス提供者となる産業へのサービス提供のために研究および/または開発の成果を展開する際にこれを行う

前に検討・認可のためにプロジェクトの改定を申請しなければならない。尚、当該販売により生じた収入もその業種に係る法人所得税を免除される収入として計上される。

5.3 コア技術を産業へのサービス提供のベースとして使用するターゲット技術開発事業の場合は、奨励取得認可後のプロジェクト詳細を改定し、自社で生産するか他人に委託生産をするかいずれにしても商業製造のために研究および/または開発の成果を展開する際には、これを行う前に検討・認可のためにプロジェクトの改定を申請しなければならない。尚、当該販売により生じた収入もその業種に係る法人所得税を免除される収入として計上される。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2566 年 (2023 年) 8 月 8 日

サブ技術の例

ターゲット技術開発事業 (Targeted Core Technologies)

業種 1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology)

サブ技術の例は以下の通り。

- 細胞培養／組織工学技術
- 遺伝子と分子技術
- 遺伝子工学技術
- オミックス技術
- 生分野性材料技術
- バイオインフォメティクス
- 先端バイオプロセス技術
- バイオ分析技術
- 生体材料製造技術

業種 5.3.1 先端素材開発

サブ技術の例は以下の通り。

- 先端触媒技術
- 複合材料技術
- 機能材料技術
- フォトニクス&光学技術
- 印刷電子および有機電子
- 先端材料成形技術
- 材料特性評価技術
- エネルギー貯蔵

業種 5.3.2 ナノテクノロジー開発

サブ技術の例は以下の通り。

- 薬物送達システム
- ナノカプセル化
- ナノファイバー技術
- ナノ材料の合成
- 膜技術
- 吸着技術
- ナノキャラクタリゼーションとテスト
- ナノ構造の製造

- 表面コーティング／エンジニアリング技術